

緊急物資の輸送に関する協定書

涌谷町（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県トラック協会大崎支部（以下「乙」という。）とは、緊急物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、涌谷町地域防災計画に基づき、災害等が発生した場合において、甲から乙に対して行う生活救援物資等緊急物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）の要請に関して、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（実 施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により、乙が実施した緊急輸送に要した費用については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該車両を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、緊急輸送中に、乙の責めに帰すべき事由により緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（補 償）

第8条 第3条の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(車両状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙又は乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、涌谷町総務課防災交通室長とし、乙においては、公益社団法人宮城県トラック協会大崎支部事務長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙のいずれからも何ら意志表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から1年間の協定を延長するものとし、以後この例による。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又は新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成25年12月5日

甲 遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

宮城県涌谷町

涌谷町長

乙 大崎市古川稲葉字鴻ノ巣118番地

公益社団法人宮城県トラック協会大崎支部

支部長